

# SMBC (CHINA) NEWS



2020年3月13日

※3月4日付で同様の内容を SMBC(CHINA)NEWS No. 20-08 にて配信しておりますが、中国各地の地方政府から新たに発表された通知などの内容を更新し配信しているものです。

## 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた 中国各地での感染防疫措置の現状

厳格な防疫措置を講じている新型コロナウイルスについては、中国国内の新たな感染者の発生が一日に50人を下回るようになるなど、感染拡大の勢いが弱まり落ち着いてきている状況です。

これまで中央政府が一律的に担ってきた各地の防疫対策の指揮を、地方政府が区単位の感染度合いに応じ、防疫管理と企業活動・市民生活の回復策を織り交ぜて指揮していく柔軟な体制に移行しつつあります。このなかで、ヒトの動きを可視化するスマートフォンのアプリを活用したビッグデータによる防疫管理が各地で始まっています。

一方で、海外で感染が急拡散する中、一部の地域では、ウイルスが海外から流入することを水際で防止する防疫措置が実施されています。

### <防疫措置の主な動き>

#### 1. スマートフォンのアプリを活用した防疫管理

- スマートフォンの位置情報が記録されたビッグデータから、疫病重点地域への訪問や感染者との接触履歴を解析し、個人レベルの感染リスクを判定する防疫管理が各地で始まっています。
- 専用の健康コードに実名・ID登録することで、スマートフォン画面に、感染レベルにより色が異なるQRコード（緑、黄、赤）が表示され、ビル・商業施設などの通行管理に使われます。
- 感染が疑われない場合は緑色で表示され、建物への入館が認められます。感染が疑われる（感染している）場合は黄色や赤色で表示され、入館が許可されません。  
※黄・赤の表示基準は地域やアプリにより若干異なる模様。  
例）上海では黄は疫病重点地域から来て14日未満の場合、赤は医学観察中や感染が疑われる場合など。

#### 2. 海外からのウイルス流入に対する防疫措置の実施

- 疫病重点地域・国家に指定されたエリアから訪れる方に対する厳格な検疫措置として、韓国・イタリア・イラン・日本から入国された方に対して、14日間の在宅又は指定施設での隔離措置が一部の地域で実施されています。
- この措置は、海外から訪れる玄関口として、国際路線が多く乗り入れているハブ空港がある北京市・上海市・広東省において、3月4日に一斉に開始されています。  
※その他、外国との往来が多い地域では、3月4日以前でも先行して同様な隔離措置が実施されています。  
※北京市は、3月11日より、全ての地域・国家に対象範囲を拡大しました。  
※上海市は、3月13日より、フランス・スペイン・ドイツ・アメリカを追加した計8か国を対象としました。  
※広東省は、3月13日より、フランス・スペイン・ドイツ・シンガポール・アメリカなどを追加した計25か国を対象としました。
- また、中国国外で日本人に対する中国訪問ビザ取得の免除措置が、3月10日0時より暫定停止されています。  
※商用・親族訪問の場合は引き続き免除措置が適用されるものの、中国内の招待企業等の関係書類等が必要な模様。

次ページでは、関連する各地の地方政府の主な通知を整理しています。

# SMBC (CHINA) NEWS



警戒レベル、企業の従業員の健康管理、交通制限、企業の事業再開・支援策に関する通知(地域別比較)

(変更や情報追記箇所は青字下線を記載)

省・市	上海市	浙江省	重慶市	江蘇省	広東省	北京市	天津市
警戒レベル ※1	1級	1級から2級に引き下げ (3月2日)	1級	1級から2級に引き下げ (2月25日、0時)	1級から2級に引き下げ (2月24日、9時)	1級	1級
健康管理	過去14日以内に疫病重点地域・国家(湖北省、 <u>韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、ドイツ、アメリカ、日本等</u> )から来た者は14日間の在宅又は集中隔離	過去14日以内に疫病重点地域・国家から来た者は <u>在宅又は集中隔離</u> <u>韓国、イタリア、イラン、日本から到着した者は指定施設での14日間の集中隔離</u>	過去14日以内に疫病重点地域を訪れた者は在宅又は集中隔離	疫病重点地域・国家から来た者は在宅又は集中隔離	過去14日以内に疫病重点地域・ <u>国家(湖北省、韓国、イタリア、イラン、フランス、スペイン、日本等25か国)</u> から来た者は14日間の在宅又は集中隔離  疫病重点地域でない地域から来た者は到着後14日間は通勤以外の外出は禁止	過去14日以内に疫病重点地域・ <u>国家(湖北省等、全ての海外)</u> から来た者は14日間の在宅又は集中隔離	<u>過去14日以内に疫病重点地域・国家から来た者は14日間の在宅又は集中隔離</u>
交通移動制限	各所での検温	高速道路の一部出入口の封鎖  停止していた鉄道や公共交通機関を徐々に解除	各所での検温	2月23日から交通制限を解除、高速道路、国道、省道の検疫検温を撤去	各所での検温	各所での検温	地下鉄の一部出入口の封鎖
企業の事業再開手続	<u>一般企業は「企業復帰人員オンライン登録システム」上での備案のみで再開可</u> <u>娯楽・スポーツ施設・美容等の業種は所管部門宛備案・許可制</u>	再開前に防疫方案、事業再開生産方案等を業界主管部門に届出、防疫指導チームに報告  事業再開ネガティブリスト以外の手続の簡素化	再開前に再開報告表、防疫承諾書を所在園區または所属郷/鎮に報告・届出	—	防疫基準の達成を前提に再開可  (深圳市) 再開5日前までに事業再開届出表・防疫承諾書を提出	—	健康情報登録、予防物資配置、検温
企業支援策(条件有)	賃料減免、 <u>電気料金減額</u> 税金、社会保険料の納付期限延期等  養老・失業・労災・医療保険の企業負担分減免、住宅積立金の納付期限延期等	同左	同左	同左	同左	同左	同左

# SMBC (CHINA) NEWS



(変更や情報追記箇所は青字下線を記載)

省・市	遼寧省	四川省	湖北省	安徽省	山東省	陝西省	河南省
警戒レベル ※1	1級から3級に引き下げ (2月22日、9時)	1級から2級に引き下げ (2月26日、0時)	1級	1級から2級に引き下げ (2月25日、12時)	<u>1級から2級に引き下げ</u> ( <u>3月8日、0時</u> )	1級から3級に引き下げ (2月28日、0時)	1級
健康管理	省外、疫病重点地域から来た者は在宅又は集中隔離	疫病重点地域から来た者は14日間の在宅隔離	事業再開が認可された企業は、防疫措置強化(検温等)	安徽省への出発日前14日間に症状がない者は出勤可能措置	省外、疫病重点地域から来た者及びその濃厚接触者は14日間の隔離  (青島市ほか) 韓国・日本等から来た者は14日間の在宅又は集中隔離	疫病重点地域から来た者及びその濃厚接触者は14日間の在宅又は集中隔離	疫病重点地域から来た者は14日間の在宅隔離、省内から戻る者は7日間の在宅隔離
	健康コード導入し、通行等に活用	健康コード導入し、通行等に活用	<u>健康コード導入し、通行等に活用</u>	健康コード導入し、通行等に活用	健康コード導入し、通行等に活用	健康コード導入し、通行等に活用	健康コード導入し、通行等に活用
交通移動制限	高速道路サービスエリア等再開	2月24日から臨時封鎖の高速入口を再開、交通を全面的回復	公共交通機関の停止を維持、車両通行一律禁止、空港閉鎖	高速道路の一部出入口の封鎖 2月24日から高速道路の検温を撤去	—	一部封鎖中の高速出入口を除き、徐々に交通を回復	交通制限を <u>全面</u> 解除
企業の事業再開手続	防疫条件を満たした企業は再開可能	(成都市)防疫条件を満たした上で再開届出申請	<u>許可された企業は事業再開可能、その他は3月21日0時以降</u>	段階的に再開	<u>事業再開に対する審査批准を一律取消</u>	健康情報登録、予防物資配置、出勤退勤時の検温	健康情報登録、宣伝、検温、健康防護を強化
企業支援策(条件有)	賃料減免、 <u>電気料金減額</u> 税金、社会保険料の納付期限延期等  養老・失業・労災・医療保険の企業負担分減免、住宅積立金の納付期限延期等	同左	<u>賃料・税金減免、電気料金減額、運営コスト軽減</u> <u>税金、社会保険料の納付期限延期等</u>  養老・失業・労災保険の企業負担分 <u>免除</u> 、医療保険の企業負担分減額、住宅積立金の納付期限延期等	賃料減免、 <u>電気料金減額</u> 税金、社会保険料の納付期限延期等  養老・失業・労災・医療保険の企業負担分減免、住宅積立金の納付期限延期等	同左	同左	同左

(出所)各地政府、日本外務省

※1 警戒レベルは「重大突発公共衛生事件」の級数を記載しています。これは、疫病など公衆衛生に関わる突発的な事件(事態)に対し、その性質や影響度に応じて1級(特に重大)、2級(重大)、3級(比較的重大)、4級(一般)に分類したものです。対策を決め対応を指揮する行政機関は、1級は国務院、2級は省レベル、3級は市レベルとなっています。

※2 疫病重点地域(湖北省ほか)・国家に渡航歴がある場合は、14日間以上の在宅隔離・医学観察を実施している地域もあれば、それら以外のエリアから戻られる方にも、疫病重点地域・国家と同等の厳格な管理を発表している地域もあります。

# SMBC (CHINA) NEWS



- ※3 中国各地の主要都市では、従業員の健康状況の毎日の管理・報告を義務付け、域外から戻られた全従業員を登録し、リスト管理する防疫対策などが実施されています。
- ※4 賃料減免や社会保険料・税金の納付期限延期などの企業支援策を受けられる対象は地域によって異なります。
- ※5 表の地域は、本年の弊行新春セミナーのアンケートで関心が高かったエリアを新たに追加しています。
- ※6 一部エリアでの市政府等発布の通知は確認できておりません。また、記載の情報は、日々変化していたり、地域によっては下部の行政単位で異なる措置が出されている場合もありますので、ご注意ください。

## <その他の関連情報>

新型コロナウイルスに関する情報につきましては、外務省やジェトロのホームページもご活用下さい。

- 外務省 海外安全ページ 新型コロナウイルス関連情報  
<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0086>
- ジェトロ（日本貿易振興機構）ビジネス短信  
<https://www.jetro.go.jp/biznewstop/asia/cn/biznews/>

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

### ご照会先

本 店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000  
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000  
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200  
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000  
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500  
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667  
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500  
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018  
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553  
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588  
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111  
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888  
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980  
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300  
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500